

# 質問回答書

令和5年7月6日

件名 市営野庭住宅建替事業（I J街区）における民間活力導入アドバイザー業務委託（その1）

質問	回答
<p>特記仕様書 4 委託内容 (1) 前提条件の整理</p> <p>「過年度の委託成果品（建替基本計画）等の既存の資料を基に、本事業の前提条件を整理する」とありますが、「(3) 民間事業者の参画可能性調査」を実施した結果、建替基本計画の内容を一定見直す可能性はあるでしょうか（例えば、ゾーニングについて変更の要望が多数あった場合）。また、その可能性がある場合、見直しにかかる作業等は本業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>※ただし過年度の委託成果品に瑕疵がある場合を除きます。</p>	<p>本業務委託にて、建替基本計画の内容を見直すことは想定していません。</p>
<p>特記仕様書 4 委託内容 (1) 前提条件の整理</p> <p>前提条件の整理の結果、解体撤去対象建築物のアスベスト含有調査、地質調査、測量調査等の事業者募集において提示することが望ましい調査結果等が確認された場合、実施方針等の募集資料の作成と並行して、別途市の方でご準備頂けるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>特記仕様書 4 委託内容 (6) 実施方針等の案の作成</p> <p>「実施方針、要求水準書（住宅整備編）、要求水準書（移転支援編）それぞれの案を作成する。」とある点について、以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>①「(4) PPP/PFI手法導入可能性の評価」により選択された事業手法をもとに、実施方針等を作成する。</p> <p>②選択された事業手法がPFIでない場合であっても、令和6年6月の実施方針（またはそれに類するもの）を公表する想定で、指定の書類を作成する。</p> <p>③本業務の期限と実施方針公表の6月まで、あまり期間がないことから、本業務で作成する実施方針等の案とは、公表するものに近い完成度のものである。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>特記仕様書 5 既存の資料の付与</p> <p>本件の入札までに過年度の委託成果品（建替基本計画）等の既存の資料を閲覧させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札までにおける既存の資料の閲覧はできません。既存の資料は契約締結後に付与します。</p>
<p>特記仕様書 4 委託内容 (3) 民間事業者の参画可能性調査</p> <p>ヒアリング等調査の対象は指名か公募かをご教示いただけるでしょうか。</p>	<p>現時点では公募を予定しています。</p>

<p>一般仕様書 第5条 2</p> <p>本業務において、想定される打合せ協議の回数をご教示いただけるでしょうか。</p>	<p>月に2～3回を想定していますが、業務の内容や進捗等により増減があるものと考えます。</p>
<p>特記仕様書 4 委託内容 (4)ウ 定性的評価（関係者の意見・制度上の得失等）</p> <p>関係者の意見とありますが、想定される関係者をご教示いただけるでしょうか。</p>	<p>ヒアリング等の調査に参加した民間事業者を想定しています。</p>